

OKEKITA
おけきた

すいどうだより

編集・発行：桶川北本水道企業団
北本市中丸6-83 TEL.048(591)2775
ホームページ <http://water-okekita.jp/>

No.142

平成29年 12月号

上下水道料金のお支払いは便利な口座振替で

給水人口 142,421 人 給水世帯 60,696 世帯
(平成29年11月1日現在)

北本自然観察公園

道路上の漏水はフリーダイヤル
ろーすい つーほー
0120-641-240

風邪やインフルエンザの
感染予防に

水道水でうがい手洗いを!!



平成28年度決算のあらまし

年間業務量

| 項目 | 区分 | 平成28年度 | 平成27年度 | 比較増減 |
|---------|----|---------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 給水世帯 | | 60,502世帯 | 59,965世帯 | 537世帯 |
| 給水人口 | | 142,690人 | 143,128人 | -438人 |
| 年間配水量 | | 15,935,302 m ³ | 16,343,845 m ³ | -408,543 m ³ |
| 1日平均配水量 | | 43,658 m ³ | 44,655 m ³ | -997 m ³ |
| 年間有収水量 | | 14,585,811 m ³ | 14,708,742 m ³ | -122,931 m ³ |
| 有収率 | | 91.5% | 90.0% | 1.5% |

主な事業概要

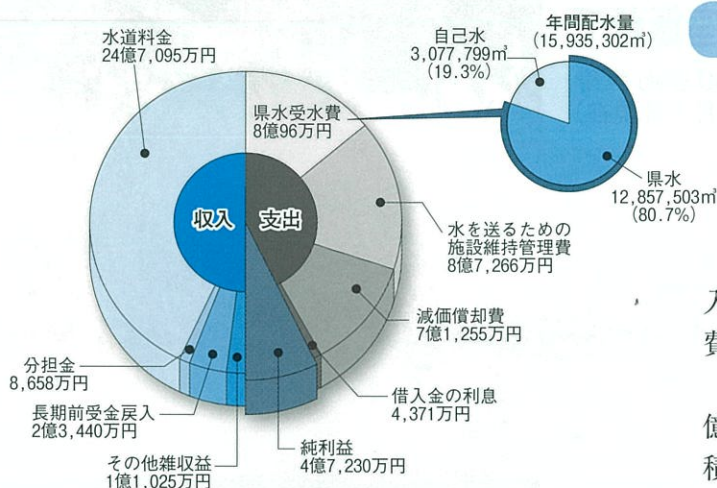
- ・ 建設工事は、口径500mmの送水管を99.0m布設しました。
- ・ 改良工事は、石綿セメント管更新事業として口径75mmから350mmまでの配水管を3,576.4m更新しました。

収益的収支(税抜き)

収入 29億 218万円
支出 24億 2,988万円

みなさんにお支払いいただいた水道料金などの収入、安全にご家庭まで水をお届けするために要する費用の収支です。

収入は29億218万円、支出は24億2,988万円で、4億7,230万円の純利益となり、企業債償還のための積立金などへ充当しました。

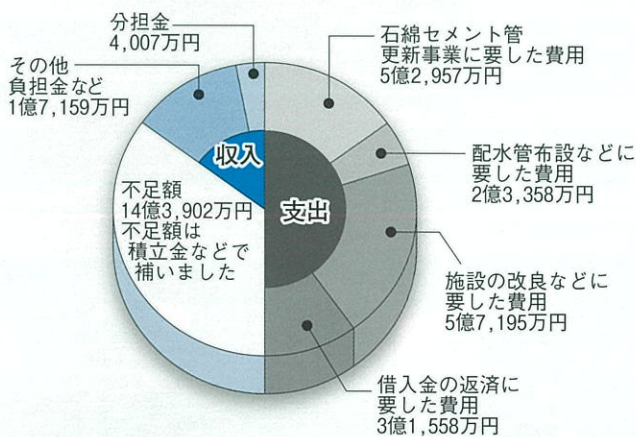


資本的収支(税込み)

収入 2億 1,166万円
支出 16億 5,068万円

分担金などの収入、安定した水を送りつづけるために必要な施設の更新や配水管布設工事に要する費用の収支です。

収入は2億1,166万円、支出は16億5,068万円で14億3,902万円の不足が生じ、不足額は積立金などで補てんしました。



資金不足比率を公表します

| 特別会計の名称 | 資金不足比率(%) | 経営健全化基準 |
|---------------------|-----------------|---------|
| 桶川北本水道企業団 水道事業会計 | — (資金不足比率なし) | 20.0% |

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき水道事業会計の資金不足比率を公表します。

水道企業団では、平成28年度の資金不足比率はありませんでした。詳しくはホームページにてご覧になれます。

※資金不足比率が経営健全化基準を上回った場合には、経営健全化計画を策定し経営の健全化に努めなければなりません。

平成29年度上期 財政状況

収益的収支

| 収入 | | (単位：千円、%) | | |
|----------|-----------|-----------|-------|--|
| 区分 | 予算額 | 収入額 | 収入率 | |
| 営業収益 | 2,871,769 | 1,428,886 | 49.8 | |
| 給水収益 | 2,672,668 | 1,340,669 | 50.2 | |
| 受託工事収益 | 32,693 | 11,068 | 33.9 | |
| 分担金 | 80,430 | 56,912 | 70.8 | |
| 公共下水道負担金 | 78,611 | 18,710 | 23.8 | |
| その他営業収益 | 7,367 | 1,527 | 20.7 | |
| 営業外収益 | 229,522 | 10,323 | 4.5 | |
| 受取利息 | 614 | 300 | 48.9 | |
| 他会計補助金 | 1,520 | 1,520 | 100.0 | |
| 長期前受金戻入 | 221,165 | 0 | 0.0 | |
| 雑収益 | 6,223 | 8,503 | 136.6 | |
| 合計 | 3,101,291 | 1,439,209 | 46.4 | |

資本的収支

| 収入 | | (単位：千円、%) | | |
|--------|--------|-----------|------|--|
| 区分 | 予算額 | 収入額 | 収入率 | |
| 関係市負担金 | 10,227 | 0 | 0.0 | |
| 工事負担金 | 38,859 | 212 | 0.5 | |
| 分担金 | 34,470 | 24,391 | 70.8 | |
| 合計 | 83,556 | 24,603 | 29.4 | |

支出

| 支出 | | (単位：千円、%) | | |
|---------|-----------|-----------|------|--|
| 区分 | 予算額 | 執行額 | 執行率 | |
| 営業費用 | 2,671,132 | 803,232 | 30.1 | |
| 原水及び浄水費 | 1,166,722 | 528,186 | 45.3 | |
| 配水及び給水費 | 353,071 | 122,289 | 34.6 | |
| 受託工事費 | 37,295 | 9,525 | 25.5 | |
| 業務費 | 139,445 | 56,147 | 40.3 | |
| 議会費 | 5,713 | 1,715 | 30.0 | |
| 総係費 | 199,213 | 85,370 | 42.9 | |
| 減価償却費 | 748,613 | 0 | 0.0 | |
| 資産減耗費 | 21,060 | 0 | 0.0 | |
| 営業外費用 | 48,828 | 17,929 | 36.7 | |
| 支払利息 | 34,569 | 17,679 | 51.1 | |
| 消費税 | 12,622 | 0 | 0.0 | |
| 雑支出 | 1,637 | 250 | 15.3 | |
| 予備費 | 5,000 | 0 | 0.0 | |
| 合計 | 2,724,960 | 821,161 | 30.1 | |

支出

| 支出 | | (単位：千円、%) | | |
|--------------|-----------|-----------|------|--|
| 区分 | 予算額 | 執行額 | 執行率 | |
| 建設改良費 | 1,290,263 | 81,894 | 6.3 | |
| 石綿セメント管更新事業費 | 558,890 | 7,064 | 1.3 | |
| 配水設備費 | 24,623 | 637 | 2.6 | |
| 配水支管整備費 | 100,402 | 30,575 | 30.5 | |
| 工事請負費 | 36,756 | 0 | 0.0 | |
| 原浄水設備改良費 | 296,979 | 0 | 0.0 | |
| 配水設備改良費 | 172,903 | 10,800 | 6.2 | |
| 建物建築費 | 2,981 | 0 | 0.0 | |
| 事務費 | 59,171 | 16,667 | 28.2 | |
| 営業設備費 | 37,558 | 16,151 | 43.0 | |
| 企業債償還金 | 271,310 | 140,757 | 51.9 | |
| 合計 | 1,561,573 | 222,651 | 14.3 | |

予算額には前年度繰越額を含む

水道議会だより

平成29年第2回定例会が8月24日(木)に開催され、次の議案が原案のとおり可決及び認定されました。

○桶川北本水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○桶川北本水道企業団企業職員との給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

○平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

表彰式がおこなわれました

平成29年10月25日(木)、企業団表彰規程に基づき次の方々が表彰されました。

新島 光明
監査委員在職5年以上

岡田 忠

(敬称略)

年末年始の業務について

年末の業務は12月28日(木)までとなり、年始は1月4日(木)から業務開始となります。年末は業務が大変混雑しますので、水道料金のお支払い、水道の使用開始・中止のご連絡はお早めにお願ひします。

なお、漏水修理などの緊急の受付は年末年始も平常どおりおこなっております。

親子水道教室が開催されました

すいどうだより140号で募集しました夏休み親子水道教室が、8月3日(木)に16組38名の参加により開催されました。



人事行政の運営状況をお知らせします

桶川北本水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、企業団職員の任免や給与、勤務条件などを公表するものです。なお、詳しくはホームページでご覧になれます。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

- (1)職員の採用の状況 平成29年度は、新規採用職員は3人です。
 (2)再任用の状況 平成29年度は、再任用短時間勤務職員は5人です。
 (3)職員別任用の状況 平成29年4月1日における課長補佐級以上の者は12人で、昇格者は次のとおりです。

| 職位 | 事務局長級 | 次長級 | 課長級 | 課長補佐級 | 計 |
|----|-------|-----|-----|-------|---|
| 昇格 | 0 | 2 | 2 | 1 | 5 |

(4)職員の退職の状況 平成28年度は4名が退職しました。

(5)職員数の状況 (各年度4月1日現在)

| 職員数 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 40人 | 39人 | 42人 | 41人 | 40人 |

2 公営企業職員の給与の状況

水道事業

(1)職員給与の状況

ア 決算

| 区分 | 総費用(A) | 純損益又は 実質収支 | 職員給与費 (B) | 総費用に占める 職員給与費比率(B/A) | (参考)27年度の 職員給与費比率 |
|--------|-------------|---------------|--------------|-------------------------|----------------------|
| 平成28年度 | 3,985,717千円 | 472,298千円 | 271,837千円 | 6.8% | 7.5% |

| 区分 | 職員数(A) | 給与費 | | | | 1人当り 給与費(B/A) |
|--------|--------|-----------|----------|----------|-----------|------------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計(B) | |
| 平成28年度 | 41人 | 155,535千円 | 37,649千円 | 67,619千円 | 260,803千円 | 6,361千円 |

(注) 1 職員手当は、退職手当は含みません。 2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数です。

イ 職員の平均年齢及び平均給料月額状況 (平成29年4月1日現在)

| 平均年齢 | 平均給料月額 |
|-------|----------|
| 39.6歳 | 299,781円 |

(2)職員の級別職員数の状況

(平成29年4月1日現在)

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 計 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|
| 標準的な 職務内容 | 主事補 | 主事 | 主任 | 係長 | 課長補佐 | 課長 | 次長 | 事務局長 | |
| 職員数 | 6人 | 8人 | 7人 | 7人 | 6人 | 3人 | 2人 | 1人 | 40人 |
| 構成比 | 15.0% | 20.0% | 17.5% | 17.5% | 15.0% | 7.5% | 5.0% | 2.5% | 100% |

(3)職員手当の状況

(平成29年4月1日現在)

| 区分 | 内 容 |
|--------------|--|
| 扶養手当 | 配偶者10,000円、子1人につき8,000円、父母等1人につき6,500円、満16歳～満22歳までの子5,000円加算 |
| 地域手当 | 給料、扶養手当及び管理職手当の合計額の10% |
| 住居手当 | 借家等居住者27,000円が限度額、持家居住者4,500円 |
| 通勤手当 | 交通機関等利用者(運賃相当額)55,000円が限度額、自動車等利用者(使用距離に応じた額)31,600円が限度額 |
| 期末手当 勤勉手当 | 期末手当 年間2.60月分 勤勉手当 年間1.70月分 |
| 退職手当 | 埼玉県市町村総合事務組合に加入し、平成29年度の支給率(最高支給限度額)自己都合49.59月、定年49.59月 |

(4)特別職の報酬等の状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

| 月 額 | 期 末 手 当 |
|--|--------------------------------------|
| 企 業 長 24,800 円、副企業長 21,200 円 | 6 月期 2.075 月・12 月期 2.225 月 (年 4.3 月) |
| 議 長 25,000 円、副 議 長 24,000 円 議 運 委 員 長 23,000 円、議 員 22,000 円 | 6 月期 2.075 月・12 月期 2.225 月 (年 4.3 月) |

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の状況 1 週間の勤務時間 38 時間 45 分
勤務時間の割り振り

| 始業 | 終業 | 休憩時間 | 週休日 |
|--------|---------|------|-------|
| 8 : 30 | 17 : 15 | 60 分 | 土・日曜日 |

(2)年次有給休暇の取得状況 平成 28 年度の年次有給休暇の平均取得日数は 10.0 日となっており、平成 27 年度 (9.3 日) と比較して 0.7 日増加しています。

(3)育児休業等の取得状況 平成 28 年度に取得した職員はいませんでした。

(4)時間外勤務の状況 平成 28 年度の職員の月当たり平均時間外勤務時間は、1.7 時間 (平成 27 年度は 0.6 時間) となっています。

4 職員の分限及び懲戒処分等の状況

(1)分限処分の状況 平成 28 年度に分限処分を受けた職員は 1 人です。

(2)懲戒処分の状況 平成 28 年度に懲戒処分を受けた職員はいません。

5 職員のサービスの状況

(1)職務専念義務免除の状況 平成 28 年度の承認件数は厚生計画等の延べ 46 日でした。

(2)営利企業等従事の許可状況 平成 28 年度に許可を受けた職員は 1 人でした。

6 職員の研修の状況

平成 28 年度は 33 コース、延べ参加人員は 92 人でした。

7 職員の福祉及び利益保護の状況

福利厚生制度に係る企業団の負担の状況

(1)共済組合への負担金 平成 28 年度は 46,985 千円支出しました。

(2)定期健康診断の実施状況 平成 28 年度は 425 千円支出 (41 人受診) しました。

指定給水装置工事事業者情報～水道工事ができます～

☆給水装置の新設、改造、修繕または撤去の水道工事は、指定給水装置工事事業者以外では施工できません。必ず水道企業団の指定給水装置工事事業者に水道工事を依頼してください。

| 指定給水装置工事事業者(新規指定) | | | |
|-------------------|-------|--------------------|--------------|
| 事業者名 | 代表者 | 所在地 | 電話番号 |
| (株)丸山設備 | 丸山 充 | 加須市新川通420-5 | 0480-77-1051 |
| (有)長峯設備 | 長峯 宣幸 | 羽生市羽生430-6 | 048-561-4491 |
| シンアイ工業(株) | 鈴木 佑輔 | さいたま市中央区上峰1-11-2 | 048-782-9844 |
| (有)石川工業 | 石川 政美 | さいたま市北区吉野町2-223-23 | 048-668-8001 |
| 永大設備(株) | 永木 信明 | 狭山市狭山台4-8-5 | 04-2950-5757 |
| サンエス設工(有) | 大室 信夫 | 上尾市今泉1-31-11 | 048-780-7681 |
| (株)三和工業 | 岩崎 稔 | 蓮田市閩戸3076-3 | 048-792-0899 |

| 指定給水装置工事事業者(所在地等変更) | | | |
|---------------------|-------|------------------|--------------|
| 事業者名 | 代表者 | 所在地 | 電話番号 |
| (株)大木水道 | 大木 律子 | 桶川市川田谷3552-2 | 048-787-0611 |
| ハギワラ(株) | 有路 正章 | さいたま市見沼区深作3-24-3 | 048-681-0220 |

指定給水装置工事事業者一覧表は、桶川北本水道企業団ホームページ(<http://water-okekita.jp/>)でご覧いただけます。
トップページ>指定給水装置工事事業者>指定給水装置工事事業者一覧表

万全ですか 水道管の冬じたく

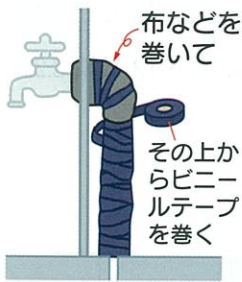
凍結しやすい水道管

- ◎北側にあり、日のあたらない所や、風あたりの強い場所にあるもの
- ◎水道管が露出しているもの
- ◎屋外にあり、特に2階などへ配管しているもの

防寒の方法

水道管や蛇口に布や市販の保温材などを巻いて保温し、その上からビニールテープなどを巻き付けて保温材が濡れないようにします。

また、メーターボックスの中には、新聞紙や毛布などを入れ保温してください。



凍って水が出ないときは

自然にとけるのを待つか、タオルなどの布をかぶせ、その上からぬるま湯をかけて

ゆっくりとけるのを待ちます。なお、熱湯をかけると、水道管や蛇口が破裂することがありますので、ご注意ください。

破裂したときは

メーターボックス内のメーターバルブを閉めて水を止めてください。バルブが付いていない場合は、破裂した部分に布かテープなどをしっかり巻いて応急処置をしてください。



その後、ご自宅の水道工事をした指定給水装置工事業者に直接修理を依頼してください。水道企業団では修理はおこなっていません。施工業者が不明な場合は、業務課・業務係までお問い合わせください。

●問い合わせ

業務課 業務係
048-591-4795

(業務課)

貯水槽を設置して水道をご使用されている皆様へ

貯水槽(受水槽や高置水槽)は主にアパートやマンション等の中高層の建築物、工場や学校及び病院などのように一度に多量の水を必要とし、貯水機能が必要とするところに設置されています。また、場合によっては一般住宅等においても設置されています。このような建物に付属されて設けられている貯水槽を含む水道設備を「貯水槽水道」といいます。その管理は所有者または設置者の義務となっています。

◆貯水槽水道の管理区分

貯水槽水道は受水槽の容量(有効容量)によって次の2つに分けられます。

- ①簡易専用水道(容量が10m³を超えるもの)
- ②小規模貯水槽水道(容量が10m³以下のもの)

◆水道法の定める管理基準

- ①水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期的におこなうこと。
- ②有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために定期的に点検をおこなうこと。
- ③給水栓(蛇口等)における水の色、にごり、におい、味その他の状態により水の異常を認めるときは、水質検査をおこなうこと。
- ④供給する水が、人の健康を害するおそれのあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、関係者に周知させる措置を講ずること。

- 受水槽の有効容量が10m³を超える簡易専用水道については水道法の規制を受けるため、定められている管理基準に従って管理をおこなない、さらに1年以内ごとに1回、厚生労働大臣登録検査機関で検査を受けなければなりません。
- 小規模貯水槽水道においても、設置者が簡易専用水道に準じた管理をするように努めてください。

◆水槽の点検項目

点検については、左の図を参考にして定期的におこなうようお願いいたします。

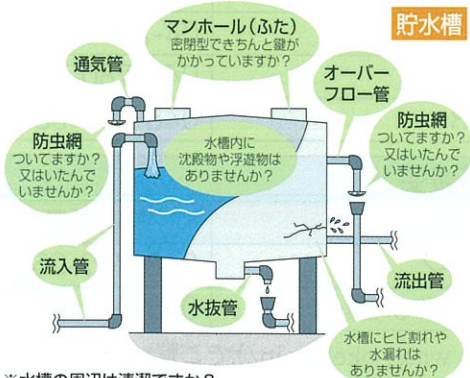
また、詳しくは水道企業団のホームページ及び埼玉県保健医療部生活衛生課のホームページ掲載の「簡易専用水道のしおり」もご参照ください。簡易専用水道検査機関もこちらで確認できます。

※貯水槽設置届を提出していただいている設置者の方には、郵送でお手紙を送付しますので、ご確認ください。

◆問い合わせ

給水課 給水係

048-591-2775(代)



※水槽の周辺は清潔ですか？